

平成26年7月4日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 成瀬雄基

平成26年(レ)第30号 不当利得返還請求控訴事件 (原審 三島簡易裁判所平成25年(ハ)第59号)

口頭弁論終結日 平成26年5月30日

判 決

横浜市西区平沼一丁目7番12号

控訴人 (1審被告)

株式会社 エイワ

同代表者代表取締役

市川 章 二

同訴訟代理人弁護士

山田 有 宏

同

後藤 健 夫

静岡県

被控訴人 (1審原告)

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、被控訴人が、平成18年法律第115号による改正前の貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業法」という。）3条の登録を受けた貸金業者（以下「貸金業者」という。）である控訴人との間で継続して行っていた金銭消費貸借取引（以下「本件取引」という。）について、被控訴人が、利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）所定の制限利率を超えて利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を

元本に充当すると過払金が発生していると主張して、控訴人に対し、①不当利得返還請求権に基づき41万2733万円の過払金並びに②民法704条前段に基づき、(ア)平成25年3月21日までに生じた20万7431円の利息、及び(イ)上記過払金に対する同月22日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の各支払を求める事案である。

原審が被控訴人の請求を認容する判決を言い渡したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。

1 前提事実（争いのない事実及び後掲証拠により容易に認められる事実）

- (1) 控訴人は、貸金業者であり、被控訴人は、控訴人との間で、継続的に金銭消費貸借取引を行ってきた控訴人の顧客である。（争いが無い）
- (2) 被控訴人は、平成14年8月2日に、控訴人から35万円を借り入れているところ、これは従前の借入れの借換えであり、被控訴人と控訴人は、少なくとも上記同日よりも前から継続的に本件取引を行っていた。（争いが無い）
- (3) 本件取引のうち、平成14年8月2日から取引終了日である平成25年3月21日までの間の借入れ及び弁済の経過は、原判決別紙計算書（以下「本件計算書」という。）のとおりであり、被控訴人は、「取引日」欄記載の各日に、利息制限法所定の制限利率を超過する利息の約定で、「借入額」欄記載の各金員を借り受け、「返済額」欄記載の各金員を弁済した。（甲1, 2）
- (4) 被控訴人は、平成24年11月15日付けで、控訴人に対し、本件取引の全取引履歴を開示するよう要求したのに対し、控訴人は、平成14年8月2日以降の取引履歴を開示した。（争いが無い）

2 争点

- (1) 判明している取引履歴の冒頭の残額を0円として計算すること（以下「冒頭ゼロ計算」という。）の可否（争点1）
- (2) 控訴人の悪意の受益者該当性（争点2）

3 争点に対する当事者の主張

(1) 争点1 (冒頭ゼロ計算の可否) について

(被控訴人の主張)

被控訴人と控訴人の取引は、遅くとも平成7年2月には開始され、以後平成25年まで続いている。そして、控訴人の約定利率は、平成7年当時は年利40.00パーセント、平成14年8月2日時点で年利28.981パーセントであったこと、被控訴人は、半年から1年程度ごとに借換え・借増しをしていたことからすれば、従前の取引の借入れ及び弁済を利息制限法所定の制限利率に引き直して、控訴人が悪意の受益者であるとの前提の下に計算すると、平成14年8月2日時点において、残元金は弁済により消滅し、むしろ過払金が発生していた可能性が高い。

したがって、平成14年8月2日時点における残高を0円とする計算方法は妥当である。

(控訴人の主張)

控訴人は、被控訴人からの取引履歴の開示要求に対して、保存している取引履歴は全て提出済みである。

本件で、被控訴人と控訴人の具体的取引について判明しているのは取引履歴の存在する平成14年8月2日以降のみである。そして、上記同日以前に1回の貸付けがあり、上記同日時点での同貸付けの約定上の残元金が27万3858円であった。

しかし、客観的証拠から認められるのは以上の事実のみであり、他に平成7年5月から平成14年8月2日までの間の具体的な貸付け・返済を示す客観的証拠はなく、立証責任の観点から、平成14年8月2日時点における残高が0円であったとは認められない。

控訴人が試算したところ、平成14年8月2日の35万円の借入れ直前においては、28万7701円しか過払金は生じていない。

(2) 争点2 (控訴人の悪意の受益者該当性) について

(被控訴人の主張)

貸金業者である控訴人は、貸金業法4.3条1項のいわゆる「みなし弁済」の適用がない場合には、悪意の受益者であると推定されるどころ、貸金業法4.3条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情の有無について主張立証していないため、控訴人は悪意の受益者である。

(控訴人の主張)

争う。

第3 争点に対する判断

1 争点1 (冒頭ゼロ計算の可否) について

(1) 前提事実並びに証拠(甲3, 4(枝番を含む。以下同じ。), 7, 8, 乙2, 4)及び弁論の全趣旨によれば、次のとおりの事実が認められる。

ア 被控訴人は、平成14年8月2日、控訴人から35万円借入れたところ、同日以前にも、被控訴人は、控訴人から金銭の借入れを行っており、その残元金は27万3858円であった。(甲3, 乙2の1)

イ 被控訴人と控訴人との本件取引のうち、平成14年8月2日及び平成15年2月5日の各借入れにおける1回の弁済額は、2万2400円であった。(甲3, 乙2)

ウ 控訴人の約定利率は、平成7年2月当時は40.004パーセント、平成8年10月当時は39.785パーセント、平成12年10月当時は28.981パーセントであった。(甲4)

エ 控訴人における沼津店の店番号は029であり、控訴人の顧客の会員番号は、支店毎に、借入れを開始した順番に付与されている。被控訴人の会員番号は1879であるところ、控訴人沼津店の会員番号7498の顧客(被控訴人よりも後に控訴人からの借入れを開始した顧客)は、平成7年2月23日に、控訴人から金銭の借入れを行っている。(甲7, 8, 乙4)

(2) 前提事実及び前記(1)の認定事実から総合的に判断すると、被控訴人と控訴人の本件取引は、遅くとも平成7年2月23日以前に開始されていたこと、被控訴人は、平成14年8月2日以降、本件計算書記載のとおり、ほぼ毎月1回の頻度で約定どおりの金額を弁済していることが認められる。

そうすると、被控訴人は平成14年8月2日以前も、同様にほぼ毎月1回の頻度で約定どおりの金額を弁済し続けてきたと考えるのが合理的であるところ、平成7年5月頃から、控訴人と本件取引を開始し、以降平成15年2月まで継続的に取引を行い、毎月決められた金額を控訴人沼津店に持参して弁済をしていたという被控訴人の陳述書の記載(甲9)は、これに沿うものであり信用性が認められるというべきである。

そして、前記(1)のとおり、控訴人の約定利率が、平成7年2月当時は40.004パーセント、平成8年10月当時は39.785パーセント、平成12年10月当時は28.981パーセントであることも考慮すれば、平成14年8月2日時点では過払金が発生していた可能性が高いと認められる。

控訴人は、控訴人が試算したところ、平成14年8月2日の35万円の借入れ直前においては、28万7701円しか過払金はない旨主張しているが、上記試算の基となる取引経過は、控訴人が独自に設定したものであるに過ぎないから、その信用性には疑問がある。これに対し、被控訴人の試算は、本件取引の経過に関する被控訴人の記憶を反映させたものであり、前記のとおり、その経過に関する被控訴人の陳述書(甲9)の記載には信用性が認められるから、上記のとおり、平成14年8月2日時点では過払金が発生していた可能性が高いといえるのである。

(3) 以上によれば、本件取引において、判明している取引履歴の冒頭である平成14年8月2日当時、被控訴人の控訴人に対する債務の残額は0円であったとして、過払金の計算をすることとするのが相当である。

2 争点2(控訴人の悪意の受益者該当性)について

(1) 貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるものというべきである（最高裁判所平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁）。

(2) これを本件についてみると、貸金業者である控訴人は、利息制限法所定の制限利率を超過する約定利率で被控訴人に対して貸付けを行い、制限超過部分を含む弁済金を受領したが、貸金業法43条1項の適用を基礎づける事実を認めるに足りる証拠はないから、本件取引については貸金業法43条1項の適用は認められず、控訴人は、上記特段の事情のない限り、過払金の取得について悪意の受益者であることが推定されるというべきである。

控訴人は、上記特段の事情の有無について、何ら主張、立証をしていないため、上記特段の事情があったと認めることはできない。

(3) したがって、控訴人は、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の悪意の受益者であると推定されるから、不当利得金に対する民法所定の年5分の割合による利息を付して返還する義務があるというべきである。

3 過払金及び過払金利息の額について

本件取引について、利息制限法による引直し計算をすると、本件計算書のとおり、41万2733円の過払金及び平成25年3月21日までに生じた20万7431円の利息並びに上記過払金に対する同月22日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息が発生していることが認められる。

4 結論

以上によれば、被控訴人の請求は理由があり、これを認容した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

静岡地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 大 久 保 正 道

裁判官 槐 智 子

裁判官 植 木 亮

これは正本である。

平成26年7月4日

静岡地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 成瀬雄基